

## 追悼の辞

謹んで中村孝一郎先生の御霊前に捧げます。

去る2月8日、南山大学法学部の同僚である中村孝一郎先生が急逝されました。1月末、風邪と聞いておりましたが、2月はじめ、研究室のあたりが見えたので回復されたとばかり思っておりました。驚きとともに惜別の念に堪えません。

中村先生は大阪にお生まれになり、小学校の時、愛知県に移られ、地元の高校を経て、大阪大学法学部にすすまれ、同大学院を終了されました。縁あって3年前に本学に赴任していただきました。大阪の生活が長かったのですが、ご両親のおられる愛知県に戻れたことを喜んでおられました。

南山では、憲法を中心に熱心に授業を担当され、慕う学生も多かったと聞いております。ご研究における先生の問題意識は、「憲法学の中で財産権は裁判所においてそれほど強く保護されなくてもよい権利だと考えられてきた。仮にそうだとすると、他の人々との関係の中で保護の必要性について考えるべきであり、そのあり方について研究を行う。」というものでありました。そして、この問題意識が、その後のご研究において、漸次、深化されていったことが窺えます。

本学赴任前のご論稿、「アメリカ建国期における『公用収用』制度の成立とその意義——『議会による収用』原則の確立と『正当補償』要件の憲法化に照らして」、「19世紀アメリカにおける財産権観の変遷——規制的収用理論の淵源を探る」は歴史的考察であり、先生の財産権研究のベースというべきものです。赴任後の『南山法学』掲載の「20世紀以降の土地利用規制における規制的収用法理」が、先生にとって最も重要な論文と思われれます。こ

れは、土地利用規制に関する判例を網羅しながら、最高裁における積極主義化から再消極主義化のプロセスを追い、規制的取用法理の展開を明らかにしようとしたものです。多くのアメリカ憲法研究者は、経済規制領域における最高裁の消極主義の態度、ハンド・オフを当然のこととして余り注目しません。先生の慧眼は、財産権の問題が最高裁の表舞台へと帰ってきていることに注目された点にあり、学界へのご貢献、大なるものがあると思います。これらをまとめたご研究が高く評価され、昨年3月、大阪大学より博士号を授与されておられます。

昨年10月末、彼とゆっくりお話しをする機会がありました。教科書の分担執筆をしている、とても苦労したが、といわれながら、本の完成を楽しみにしておられました。また、数年後に留学があたったらオーストラリアで移民法の研究をしたいと今後のご研究の抱負も語っておられました。「在日外国人の公務就任と基本的人権」というご論稿もあり、国家というものを追究されようとしていたのでしょうか。

この1年、先生は、複雑、多忙な教務の仕事をこなしておられました。赴任以来、学内の様々な仕事にも携わってこられ、本年も、いっそう活躍されようとしておられた矢先でありました。

中村先生、ごゆっくりお眠りください。

2007年3月20日

南山大学大学院法務研究科長

中 谷 実